

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 南関町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.6%
全職員	76.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	101.9%
本庁課長補佐相当職	95.5%
本庁係長相当職	107.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.1%
31～35年	95.1%
26～30年	96.0%
21～25年	99.4%
16～20年	95.9%
11～15年	105.2%
6～10年	101.6%
1～5年	89.1%

【説明欄】

- ・ 給与のうち、通勤手当、宿日直手当、児童手当、退職手当は除く。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員及び会計年度任用職員で、すべて短時間勤務の職員である。
- ・ 男性職員のうち 常勤職員 76.0%、それ以外の職員 24.0%
女性職員のうち 常勤職員 43.8%、それ以外の職員 56.2% である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。